

店頭外国為替証拠金取引説明書【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

| 改訂後  | 現行   |
|--|--|
| <p>店頭外国為替証拠金取引説明書<br/>【LIGHT FX】</p> <p>(省略)</p> <p><b>本件FX取引のリスク等重要事項について</b></p> <p>本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～5. (省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)<br/><u>Stratos Markets Limited</u>(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)<br/>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>フリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁)<br/>SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー)</p> <p>ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>Barclays Bank PLC(金融商品取引業:英金融行為監督機構)<br/>Commerz Bank AG(金融商品取引業:独連邦金融監督庁)<br/>株式会社東京金融取引所(金融商品取引所)<br/>大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>7. (省略)</p> <p><b>本件FX取引のリスクについて(省略)</b></p> | <p>店頭外国為替証拠金取引説明書<br/>【LIGHT FX】</p> <p>(省略)</p> <p><b>本件FX取引のリスク等重要事項について</b></p> <p>本件FX取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所金融先物取引や外貨預金等とは異なるため、その取引にあたっては本説明書及び別途規定する「店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】」等を十分に読み、それら内容を理解し、かつ承諾する必要があります。</p> <p>1.～5. (省略)</p> <p>6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます(相対取引)。一方で、当社はお客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。したがって、カバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。下記のカバー取引先はお客様が行う本件FX取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生しうる損失、その他お客様の取引の内容もしくは決済又は精算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。</p> <p>Swissquote Bank SA(銀行業:スイス連邦金融市場監督機構)<br/><u>Forex Capital Markets Limited</u>(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>LMAX Broker Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)<br/>Sucden Financial Limited(金融商品取引業:英金融行為監督機構)</p> <p>フリップ証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>OCBC Securities Private Limited(証券業:シンガポール通貨庁)<br/>SBIリクイディティ・マーケット株式会社(リクイディティ プロバイダー)</p> <p>ヒロセ通商株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>IG証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>auカブコム証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)<br/>Barclays Bank PLC(金融商品取引業:英金融行為監督機構)<br/>Commerz Bank AG(金融商品取引業:独連邦金融監督庁)<br/>株式会社東京金融取引所(金融商品取引所)<br/>大和証券株式会社(金融商品取引業:日本金融庁)</p> <p>7. (省略)</p> <p><b>本件FX取引のリスクについて(省略)</b></p> |

本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて  
(省略)

#### 本件FX取引の仕組みについて

当社が提供する本件FX取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び金融先物取引業協会の規則を遵守しています。

■本件FX取引について(省略)

#### ■本件FX取引の概要

1.～5. (省略)

#### 6. 取引上限・建玉上限

お客様が1度に発注できる最大取引通貨単位は、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては 2,000,000 通貨(200Lot)、RUB/JPY および HUF/JPY においては 10,000,000 通貨(100Lot)、USD/JPY ラージにおいては 3,000,000 通貨(300Lot)、USD/JPY LIGHT、EUR/JPY LIGHT、GBP/JPY LIGHT、AUD/JPY LIGHT、NZD/JPY LIGHT、ZAR/JPY LIGHT、TRY/JPY LIGHT、MXN/JPY LIGHT、EUR/USD LIGHT、GBP/USD LIGHT においては 200,000 通貨(20Lot)、その他通貨ペアにおいては 1,000,000 通貨(100Lot)単位となります。ただし、ロスカット取引執行時は除きます。

最大取引通貨単位に係る制限(建玉数量制限)は、全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 5,000Lot まで、通貨ペア別の売建玉と買建玉それぞれの建玉数量上限は、USD/JPY において 5,000,000 通貨(500Lot)、ZAR/JPY 及び MXN/JPY は 30,000,000 通貨(3,000Lot)、RUB/JPY は 100,000,000 通貨(1,000Lot)、HUF/JPY は、300,000,000 通貨(3,000Lot)、USD/JPY LIGHT、EUR/JPY LIGHT、GBP/JPY LIGHT、AUD/JPY LIGHT、NZD/JPY LIGHT、ZAR/JPY LIGHT、TRY/JPY LIGHT、MXN/JPY LIGHT、EUR/USD LIGHT、GBP/USD LIGHT においては 3,000,000 通貨(300Lot)、その他通貨ペアは 10,000,000 通貨(1,000Lot)となります。

(削除)

最大取引件数に係る制限(建玉件数制限)は、建玉数量にかかわらず全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 500 件までとなります。

同一営業日内の新規取引数量上限は、為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。なお、決済注文数量の上限はありません。

#### 7. 取引制限

当社は、お客様が行う本件FX取引が次のいずれかに該当した場合、お客様にご連絡をさせていただく場合があります、取引状況によっては本件FX取引を制限できるものとします。

(1)お客様が申告された投資可能金額と、お客様が行う本件FX取引における損失額及び入出金金額等を比し、その結果、損失

本取引システムを利用した本件FX取引にかかるリスクについて  
(省略)

#### 本件FX取引の仕組みについて

当社が提供する本件FX取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び金融先物取引業協会の規則を遵守しています。

■本件FX取引について(省略)

#### ■本件FX取引の概要

1.～5. (省略)

#### 6. 取引上限・建玉上限

お客様が1度に発注できる最大取引通貨単位は、ZAR/JPY 及び MXN/JPY においては 2,000,000 通貨(200Lot)、RUB/JPY および HUF/JPY においては 10,000,000 通貨(100Lot)、USD/JPY ラージにおいては 3,000,000 通貨(300Lot)、USD/JPY LIGHT、EUR/JPY LIGHT、GBP/JPY LIGHT、AUD/JPY LIGHT、NZD/JPY LIGHT、ZAR/JPY LIGHT、TRY/JPY LIGHT、MXN/JPY LIGHT、EUR/USD LIGHT、GBP/USD LIGHT においては 200,000 通貨(20Lot)、その他通貨ペアにおいては 1,000,000 通貨(100Lot)単位となります。ただし、ロスカット取引執行時は除きます。

最大取引通貨単位に係る制限(建玉数量制限)は、全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 5,000Lot まで、通貨ペア別の売建玉と買建玉それぞれの建玉数量上限は、USD/JPY において 5,000,000 通貨(500Lot)、ZAR/JPY 及び MXN/JPY は 20,000,000 通貨(2,000Lot)、RUB/JPY 及び HUF/JPY においては、100,000,000 通貨(1,000Lot)、USD/JPY LIGHT、EUR/JPY LIGHT、GBP/JPY LIGHT、AUD/JPY LIGHT、NZD/JPY LIGHT、ZAR/JPY LIGHT、TRY/JPY LIGHT、MXN/JPY LIGHT、EUR/USD LIGHT、GBP/USD LIGHT においては 3,000,000 通貨(300Lot)、その他通貨ペアは 10,000,000 通貨(1,000Lot)となります。

※通貨ペア別の建玉数量上限は、2023 年 6 月 24 日(土)の週次メンテナンス終了後に変更されます。

最大取引件数に係る制限(建玉件数制限)は、建玉数量にかかわらず全通貨ペアの売建玉と買建玉を合計して 500 件までとなります。

同一営業日内の新規取引数量上限は、為替相場の変動状況や市場の流動性、カバー先金融機関等の条件に応じて、通貨ペア毎に随時変更いたします。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。なお、決済注文数量の上限はありません。

#### 7. 取引制限

お客様から申告いただきました投資可能金額と、お客様が行う本件FX取引における損失額及び入出金金額等を比し、その結果、損失額及び入出金金額等が投資可能金額を超えた場合、当社からお客様に対しご連絡させていただく場合があります。また、お客様から申告いただきました投資可能金額と、お客様が

額及び入出金金額等が投資可能金額を超えた場合

(2)お客様が申告された投資可能金額と、お客様が行う本件FX取引における入出金回数及び取引回数等を比し、その結果、投資可能金額に見合わない回数の入出金及び取引等を行っているとして当社が判断した場合

(3)当社にて、お客様の行う本件FX取引を一定期間確認できなかった場合

8. ～16. (省略)

### 17.証拠金

(1)～(2) (省略)

(3)新規注文の約定時に必要な証拠金(必要証拠金)

個人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本の4% (レバレッジ 25 倍) の額となります。ただし、一部通貨ペアにおいては想定元本の4%超(レバレッジ 25 倍未満)の額となります。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。

法人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本に金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じて得た額又は当該為替リスク想定比率以上で当社が別途定める為替リスク想定比率を乗じて得た額となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 31 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出されるものです。為替リスク想定比率の変更は、毎週土曜日のメンテナンス時に行います。なお、為替リスク想定比率は当社ホームページに掲載しております。

(以下省略)

令和5年11月4日 改訂

以上

行う本件FX取引における入出金回数及び取引回数等を比し、その結果、投資可能金額に見合わない回数の入出金及び取引等を行っているとして当社が判断した場合、当社からお客様に対しご連絡させていただく場合があります。なお、取引状況によっては、本件FX取引を制限させていただく場合があります。

8. ～16. (省略)

### 17.証拠金

(1)～(2) (省略)

(3)新規注文の約定時に必要な証拠金(必要証拠金)

個人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本の4% (レバレッジ 25 倍) の額となります。ただし、一部通貨ペアにおいては想定元本の4%超(レバレッジ 25 倍未満)の額となります。詳細はホームページのサービス概要をご覧ください。

法人のお客様の新規注文の約定時に必要な証拠金は、約定価格と取引数量により計算された想定元本に金融先物取引業協会が算出した通貨ペアごとの為替リスク想定比率を乗じて得た額又は当該為替リスク想定比率以上で当社が別途定める為替リスク想定比率を乗じて得た額となります。為替リスク想定比率とは、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 27 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出されるものです。為替リスク想定比率の変更は、毎週土曜日のメンテナンス時に行います。なお、為替リスク想定比率は当社ホームページに掲載しております。

(以下省略)